

年会費型体験農園会員規約

2024年4月

JAL AGRIPORT



利用規約

本利用規約および申込書は、JAL Agriport株式会社（以下、「当社」といいます）が運営する農園において、栽培から収穫までの体験など提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。

ご利用いただく会員の皆さま（以下、「会員」といいます）には本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（目的）

本利用規約および申込書は、会員が当社の農園において栽培から収穫までの体験を通じ、農業への理解促進と健康増進を図ることを目的とします。

第2条（サービス内容）

当社が定める本サービスは以下のとおりとします。

1. 栽培体験・収穫体験

当社が提示した作物ならびに栽培計画を理解のうえ、栽培から収穫までの各種作業を体験いただきます。なお、収穫する作物を業務用に使用することはできません。

個人の自家消費用として使用いただきます。

2. 農園・施設の割引での利用

当社が提示した条件に従い、当社が提供する特典として他の作物の収穫体験や飲食店等をご利用いただけます。

※当社が提供する特典：当社農園における栽培・収穫、レストランにおける飲食等

第3条（利用期間）

1. 体験期間

各種栽培・収穫体験期間は、5月～12月までとします。

正式な会員としての体験農園への参加開始は、原則入会月翌月1日からとなります。

2. 特典利用期間

特典利用期間は、翌月4月末までとします。

なお、当社が必要と認めた場合には、利用者に対し、30日の予告期間をもって解約を申し入れ、本申込を終了させることができます。

第4条（休業日・営業時間）

休業日および営業時間は以下のとおりとする。

1. 休業日：毎週月曜日、月曜日が祝日の場合には、その翌日。
2. 営業時間：9:00～16:00
3. 来園予約：要予約。来園希望日前日の15:00までにお電話・e-mail・予約フォームにて来園予約をお願いします。

第5条（入会金および年会費）

会員となるにあたっての入会金および年会費は以下のとおりとする。

1. 入会金：10,000円（税込）
※ただし、前年の利用から継続する場合には、入会金は不要とする。
2. 年会費：72,000円（税込）
3. 期中での入会について：
6月以降の入会は、「月額 9,000円（税込）×残りの月数」での会費となります。

第6条（代金の支払い）

会員は、年会費を当社が指定する銀行口座もしくは当社施設でお支払いいただきます。

なお、銀行口座振り込みに関する手数料については、会員の負担とします。

第7条（クーリングオフによる途中解約）

会員の都合による途中解約は、原則不可となりますが、クーリングオフによる途中解約については、入会手続き後、もしくは会費入金後、8日以内とします。

第8条（退会）

以下の場合に限り、当社は退会の取り扱いを行うことができます。

1. 会員が、本規約を遵守しないなど、本サービスの継続利用が困難と当社が判断した場合
2. 当社のサービスの提供が不可となった場合
3. 会員が、死亡した場合

第9条（会員の同伴者による利用）

会員は、同伴者との利用が可能です。会員の同伴者は3名までとします。

3名を超える4歳以上の同伴者は、お一人さま1回1,000円でご利用いただけます。

第10条（権利義務などの譲渡もしくは代理利用の禁止について）

会員は、本サービス申込みについて、その地位およびこれに生じる権利義務の一部もしくは、全部を当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡もしくは、代理利用させることはできません。

第11条（反社会勢力の排除）

1. 当社は、会員が、次のいずれかに該当すると合理的に判断された場合には、通知、催告を要せず、債務の履行提供をせずに直ちに入会申込みを解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
 - (6) その他、前記(1)ないしは、(5)に準ずるもの
2. 前項に掲げる反社会勢力または、反社会勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」といいます）と次のいずれかに該当する関係を有する者）
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (4) その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

第12条（禁止事項）

当社は、以下の場合、当社農園・施設・設備の利用をお断りすることがあります。

1. 会員がサービス利用に際し、法令の規定、公の秩序、もしくは、善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、または同行為をしたと認められるとき
2. 会員が、他の利用者に著しい迷惑行為もしくは言動をしたとき
3. 会員が、伝染病者であると明らかに認められるとき
3. 会員が、当社スタッフもしくは他の利用者に暴力的要求行為を行う。または合理的な範囲を超える負担を求められたとき

第13条（ペットの同伴）

会員は、リードを装着した犬・猫に限り、同伴させることができる。

ただし、係留は、当社が指定する場所に行くことし、ペットの糞やごみは会員が責任をもって持ち帰ることとします。

第14条（サービスの停止）

当社は、台風・強風・豪雨・落雷等の天候事由および、各種気象警報発令等により、会員に危険がおよぶおそれがあると判断した場合は、安全確保の観点から、営業時間の途中であっても利用サービスを停止することがあります。

第15条（安全確保の義務）

会員は、自身の安全確保に加え、他の利用者の安全確保に努めることとし、当社からの安全確保に関する指示に従っていただきます。

第16条（利用規約の変更）

当社は、利用者の承認なく、この規約を変更することがあります。利用規約が変更された後のサービスに係る料金、その他の条件は、変更後の規約になります。

なお、当社は、会員に不利益となる規約の変更については、1か月前に。それ以外の変更については、一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、サービス利用者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で会員に事前に通知します。

第17条（免責事項）

当社は、以下の場合、その責任を一切負いません。

1. 天災地変、暴動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分等、当社の責によらない事由により、生じたサービス不履行および履行不能となった場合
2. 園内で発生した事件、事故、盗難、紛失等
3. 利用者間のトラブル
4. 会員が、当社の指示に反した行為を行った場合
5. 会員が、サービス利用者の義務を履行しなかった場合

第18条（損害賠償）

会員の故意、または重大な過失により、当社が損害を被ったときは、利用者は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（合意管轄）

本規約および本サービスに起因、または関連して、利用者と当社の間が生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

令和6年4月1日制定